静岡県教育委員会　不登校対策方針

令和８年11月版

■対策の重要性

- 全ての児童生徒の社会的自立に向けた健やかな成長を支え、学びと進路を社会全体で保障する -



これまでの学校の在り方を見つめ直し、多様な個性や可能性を伸ばす教育を推進します。

児童生徒のウェルビーイングの向上

（静岡県教育大綱・静岡県教育振興基本計画が目指す方向）



児童生徒をまんなかに、公教育を提供する学校を軸として、総合的な不登校対策を推進します。

不登校対策を進める上で大切にする５つの視点

- 安心して学べる学校づくり 
- 児童生徒と保護者への支援 
- 一人一人異なる状況・支援ニーズ 
- 多様な学び・居場所・支援の保障 
- 学校だけでなく社会全体で支える 

■義務教育段階対策方針　（※下線部は取組のキーワード）

全ての児童生徒が安心して学べる学校づくり

 学校教育活動の見直し	● 児童生徒の声を学校教育活動に反映させ、自己存在感や主体性を育む「ここちよい学校」づくりの推進 ● 静岡県版SELやSCoPEプロジェクト等を活用し、非認知能力（自己理解・他者理解、感情調整、人とのつながり、学びに向かう力等）を育む取組の推進 ● 学びの多様化学校の設置・運営や柔軟な教育課程編成を通じて、児童生徒理解に基づく学校運営の推進
 個々に応じた支援	● 校内教育支援センター等の設置促進による、安心して過ごせる居場所の確保と個々に応じた支援の充実 ● 「小１スマイルサポーター（小１支援員）」を推進し、きめ細かな支援の充実 ● 特別支援学校のセンター的機能を活用した支援体制の強化
 教育相談・保護者支援	● 心の健康観察、SC・SSW等を活用した教育相談等を通じて、SOSの早期把握と組織的支援を推進 ● 入学時や就学時健康診断等の機会を活用し、平時から保護者への不登校支援に係る情報提供の強化
 進路指導の充実	● 一人一人の状況や希望に応じた多様な進路の選択を支える教育相談・進路指導の充実

多様な学びの場や関係機関等と連携・協働し、支援体制を整備

 地域・関係機関等との連携	● 校外教育支援センター、ＩＣＴを活用した学習活動、フリースクール等、多様な学びとの連携 ● 医療・福祉等の関係機関、フリースクール等の民間施設、保護者支援団体との連携・協働 ● 公民連携協議会等による、公的教育機関と民間施設等の連携 ● 不登校対策連絡協議会等による県と市町の連携 ● 県教育委員会と福祉部局等との連携 ● 市町教育委員会と福祉部局の協働による支援体制の整備 ● コミュニティスクール等を活用した地域支援体制の整備
 学校とのつながり	● 校外教育支援センター・民間施設等との情報共有、学習状況の把握・学びの評価・出席扱い等による学校との連携 ● どこにもつながっていない児童生徒を支援するプラットフォームの運営（メタバースを活用した交流機会の提供）
 情報提供	● 不登校支援ポータルサイト、関係機関ガイドブック等による情報提供 ● アイマップや合同相談会、保護者支援団体との協働・連携による保護者支援の情報提供

県・市町教育委員会等の支援力・専門性の向上

 各市町教育委員会の不登校対策プラン・ガイドライン等の策定支援	 各市町・地域の取組や好事例の共有・県全体への展開	 学校、市町教育委員会、教育支援センター、民間施設、県任用ＳＣ・ＳＳＷ等への研修	

高校教育段階・社会的自立への接続　-学びの継続と社会とのつながりを支え、一人一人の社会的自立につなぐ-

● 「静岡県版SEL(高校版)」の作成と周知	● 「スチューデント・センタード・ケア事業」によるメンタルリスク分析	● 遠隔授業による単位認定、公営塾による学習支援	● 「居場所カフェ」による居場所の提供とつながりの確保	● 関係機関との連携による、学校に通えていない生徒や進学・就労していないこども・若者の孤立防止